



茨城労働局発表  
平成 27 年 10 月 30 日

【照会先】  
茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 森田 伸二  
課長補佐 益子 寿浩  
(電話番号) 029-224-6218

## 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施について

～正社員転換等に資する女性活躍推進法、若者雇用促進法等の説明会等の実施～

茨城労働局（局長 中屋敷 勝也）は、雇用情勢が着実に改善する中、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係団体等と連携しながら、12月末までの期間、「正社員転換・待遇改善キャンペーン」を実施します。

### I 茨城県内における非正規雇用の現状

茨城県内における雇用労働者に占める非正規雇用労働者数の割合は、平成19年度に33.3%であったものが平成24年度には38.6%と5.3ポイント増加しています（※1）。また、正社員の有効求人倍率については改善傾向にはあるものの、0.70倍（平成27年9月、原数値）と1倍に満たない状況にあります（※2）。

※1 平成19年度、24年度「就業構造基本調査」（総務省統計局）

※2 平成27年9月「職業安定業務統計」（茨城労働局）

### II 茨城労働局・ハローワークにおける取組

上記Iの現状を踏まえ、茨城労働局では次の取組を行うこととしました。

#### (1) 茨城県正社員転換・待遇改善実現本部の設置(平成27年10月28日)

茨城労働局長を本部長とした茨城県正社員転換・待遇改善実現本部を設置し、正社員転換・待遇改善の実現に向けた「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施と、その取組方針を決定しました。

#### (2) 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施

キャンペーンでは、先の第189回通常国会で成立した非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善に資する法律（女性活躍推進法、若者雇用促進法、改正労働者派遣法）の円滑な施行のための周知啓発、労働契約法の無期転換ルール等（別添4～7）の周知啓発を図るための各種説明会、セミナー等を集中的に開催するとともに、経済4団体に対する非正規雇用労働者の正社員転換等に関する要請を実施します。

## 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」における主な取組

### 【労働局における取組】

#### 1 各種説明会、セミナー等の集中的開催

「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の一環として、女性活躍推進法、労働契約法の無期転換ルール、改正労働者派遣法等の説明会等を集中的に開催します。

##### ① 女性活躍推進法説明会（取材可能です（※3）。）（別添1）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の説明会を、12月中に県内5会場（水戸会場、土浦会場、古河会場、龍ヶ崎会場、鹿嶋会場）において実施します。

※ 水戸会場、土浦会場においては、「労働契約法における無期転換ルールについて」も併せて説明を行います。

##### ② 労働者派遣法改正法説明会（取材可能です（※3）。）（別添2）

労働者派遣法の改正点や、労働契約申し込みみなし制度等の説明を、10月から11月までの期間に県内3会場（土浦会場、水戸会場、筑西会場）において実施します（土浦会場は10月29日に実施済み）。

#### 2 県内経済4団体、管内主要事業主等への要請等

県内経済4団体に対して、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善について要請します。このほか、非正規雇用労働者を多数雇用している業種団体、管内主要事業主への要請も行います。

11月2日（月）（午前10時30分～ 於；茨城県経営者協会会議室）、茨城労働局長から経済4団体に対して次の要請を実施します（取材可能です（※3）。）。

【要請内容】非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等、雇用の質の向上の重要性について、会員企業に対して周知・啓発すること等の協力要請

### 【県内各ハローワークにおける取組】

#### 1 各地域の経済団体、事業主等への正社員転換・待遇改善に係る要請

#### 2 若者雇用促進法の周知、キャリアアップ助成金等の各種助成金（別添3）の周知・活用促進

キャンペーン期間中、県内各ハローワークにおいては、ハローワークの窓口や、事業主団体等が主催する会議等を活用し、青少年に対して、適切な職業選択や職業能力の開発・向上の支援を総合的に実施することを目的とした「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」などの周知や、正社員転換・待遇改善に取り組む事業主への支援措置等の周知・活用促進を実施します。

※3 「女性活躍推進法説明会」、「労働者派遣法改正法説明会」、「経済4団体への要請」のいずれも取材可能です。取材を希望される場合には、それぞれ実施日の前日（前日が祝祭日の場合は直近の開庁日）までに、取材される氏名、人数を以下まで連絡をお願いします。

- ・ 女性活躍推進法説明会 雇用均等室 (TEL029-224-6288)
- ・ 労働者派遣法改正法説明会 職業安定部需給調整事業室 (TEL029-224-6239)
- ・ 経済4団体への要請 職業安定部職業安定課 (TEL029-224-6218)